

高知県津野町 ⇄ 北海道訓子府町 人事交流

平成24年度からスタートした訓子府町と、姉妹町・高知県津野町との職員人事交流は、令和2年度、両町の派遣職員が交代します。

津野町からの鍋島浩一さんと訓子府町の桜井隼人さんは2年間の研修を終え、帰郷。そして新たに本町からは石川敬人さんが津野町へ、津野町から鍋島友弥さんが本町に赴任しました。



2年間ありがとうございました

なべしま 浩一
鍋島 浩一

訓子府町での人事交流研修もあつという間に終了し、高知県津野町へ戻りました。訓子府町では、農林商工課に配属になり、主に行事やイベントなど商工に関する業務、有害鳥獣に関する業務に携わらせていただきました。初めて関わる分野であり不安もありましたが、職場や町民の皆さんに助けをもらい、無事に2年間の業務を務めることができました。

仕事を通じて訓子府町のたくさんの方と触れ合うことができ、人生の中で貴重な経験ができたことにとっても感謝しています。今後更に訓子府町と津野町の交流が深まるよう、微力ながら努力したいと思えます。振り返れば短いと思える2年間でしたが、ありがとうございました。

次は家族3人（もしくは4人以上？）で遊びに来ます。

2年間よろしくお願ひします

なべしま ともや
鍋島 友弥

このたび、人事交流職員として姉妹町の高知県津野町から来ました鍋島友弥です。これまで過ごしてきた高知県とは大きく環境の違う訓子府町で2年間生活していくことや、訓子府町の方々との交流できることをとても楽しみにしています。

限られた期間ではありますが、多くの体験を通じて自身も成長できるよう、また、人事交流職員として訓子府町と津野町の交流がより深まるよう一生懸命がんばっていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。



交流を深めてきます

いしかわ けいと
石川 敬人



5人目の人事交流職員として4月から津野町に赴任しました。北海道から出たことのない自分にとってこの機会は、とても魅力的に感じ、立候補しました。北海道とは異なる文化や歴史、環境の中でたくさんの方と交流したいと思っており、とても楽しみにしています。

訓子府町の皆さん、ただいま

さくらい はやと
桜井 隼人

2年間の人事交流職員の研修を終えて、高知県津野町から帰ってきました。津野町では、産業課に配属され、イベントや観光の業務に携わらせていただきました。イベント業務については訓子府町での業務経験を生かして従事しましたが、観光業務については訓子府町以上に力を入れているため、参考となり良い経験となりました。また、地域の方々との交流としてフットサルやバレー、マラソンなど運動を通してさまざまな方々と交流することができ、充実した日々を過ごすことができました。最後は新型コロナウイルスの関係で多くのイベントが中止となり残念ではありましたが、今後も両町の交流が深まるように努めていきたいと思ひます。

これからは仕事だけでなく家庭での時間も大事にして過ごしていきますので、よろしくお願ひします。



スーパーマーケット・トレードショー2020 「食の展示商談会」に出展

「つ」の茶の普及促進の一環として、2月12日～14日の3日間、千葉県幕張メッセで毎年2月に開催される食の展示商談会「スーパーマーケット・トレードショー2020」に参加しました。今回は、昨年の商談会に引き続き「高知県農業協同組合（旧津野山農業協同組合）」と「満天の星」のほか、「ツノール」商品開発推進協議会」が出展。来場された多くの企業に「つ」の茶や「満天の星大福」をはじめとするスイーツや「里芋のポタージュ」などを紹介しました。

今回は、例年より来場者は少なかったものの、里芋のペーストや津野山ビールの原料であるかぶせ茶パウダーなど加工用商品の評価が高く成果のある商談会となりました。



わたしたちの国民年金

国民年金保険料が改定されました

令和2年4月分から月々の保険料が1万6,540円に改定されました。毎月納付書で支払う場合の納付期限は、納付対象月の翌月末日です。

また、令和2年度分の保険料を4月30日(木)までに納付書でまとめて支払う(1年前納)と、19万8,480円の保険料が19万4,960円となり、3,520円の割引になります。※令和3年度分の保険料も納付書でまとめて支払う(2年前納)ことができます。詳しくは問い合わせ先まで。

年金事務所へ行く際は必ず電話予約を！

年金事務所は、大変混み合っています。予

保険料の納付は便利な口座振替で

約をすることで待ち時間がなくなるほか、予約時に相談内容を伝えることにより事前に年金の記録を確認したうえで応じてもらえるため、相談時間も短縮されます。予約希望日の1か月前から利用できますので、基礎年金番号が分かるものを用意して、北見年金事務所へ電話でお申し込みください。

■予約相談の実施時間

- ・月曜日（月曜日が祝日の場合は週の初めの平日）8時30分～18時
- ・火～金曜日 8時30分～16時
- ・第2土曜日 9時30分～15時

※年金事務所の開所時間ではなく、予約相談を開始することができる時間を記載しています。

■問合せ

- ・北見年金事務所 (☎ 33-6007)
- ・町民課戸籍年金係 (☎ 47-2203)